

平成18年 8月 日

様

札 響 く ら ぶ

担当責任者 副会長 西川 吉武

昨年8月、山形市において、全国のプロオーケストラのファンクラブが一つになって、本の音楽文化振興の中核としてのプロオーケストラを支える組織を結成しようと宣言しました。その後、各ファンクラブと連絡を取り合いながら設立会議開催の準備を進めてまいりましたが、別紙要項の通り開催することといたしました。

貴クラブ（会）からは、積極的なご参加のご意向を伺っておりますが、改めてご案内申し上げ、多数の会員様のご参加を賜りますようお願い申し上げます。

秋の札幌の爽やかな気候の中、清々しく発足出来ますよう、ご来札をお待ち申し上げます。

(別紙)

## 日本プロオーケストラファンクラブ協議会設立会議開催要項

1. 日 時 平成18年11月11日(土) 当日の日程は下記参照。
2. 場 所 札幌コンサートホール・キタラ等。
3. 参加申込 各単体一括で、参加者名簿(定期演奏会希望、設立会議出席、記念交流会参加)をFAXで送信。参加申込み用紙は9月初旬に発送し、参加申込みは10月中旬に〆切の予定です。
4. 会則検討 各単体で、同封致しました「会則案」及び「会則案についての補足説明」をご検討いただき、その結果のご意見を8月末日までに下記のFAXにお寄せください。なお、ご連絡がない場合は、当方の提案をご了承とさせていただきます。

FAX (011)385-8781 札幌くらぶ 佐藤良次宛

5. 各種斡旋 交通手段、宿泊等の各種斡旋は、当方でいたしますと割高となるため、一切いたしません。各地から札幌への割安なパックツアーが発売されていることとしますので、単体毎でご検討の上お決めください。せっかく札幌にいらっしゃるのですから、それぞれにご希望の日程をご計画ください。

### 11月11日の日程の概要

おおむね、次のような日程を考えています。

- ・ 14時より、札幌コンサートホール キタラのエントランスホールにて、定期演奏会入場希望者へのチケット配布を、単体毎に現金引き換えで行います。
- ・ 15時 第493回札幌定期演奏会開演。  
指揮 尾高忠明(札幌音楽監督)  
独奏 エマニュエル・パユ(フルート)  
モーツァルト/アンダンテ ハ長調K.315(フルートとオーケストラのための)  
イベール/フルート協奏曲  
マーラー/交響曲第5番 嬰ハ短調
- ・ 17時30分より、楽屋口にて設立会議出席者の受付を開始。
- ・ 18時より、キタラ2F大会議室で設立会議開催。(約1時間を予定)
- ・ 19時より記念交流会開催。(場所、会費は未定です。あまり形式ばらず、安価に実施しようと思っています。)

平成18年 9月13日

様

札 響 く ら ぶ  
担当責任者 副会長 西川 吉武

日本プロオーケストラファンクラブ協議会設立会議参加申込みについて

先にご案内申し上げました、設立会議への参加申込書のご送付が遅れましたことをお詫  
び申し上げます。

本日お送り致しますので、下記の点をご了解の上、各ファンクラブおかれましては、  
なるべく多くのご参加を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 参加申込み締切は10月5日（木）とさせていただきます。
2. FAXで佐藤良次宛にお申込みください。
3. 定期演奏会のチケットは、なるべく良い席を押さえてありますが、人気奏者のエマニ  
ュエル・パユが出演することもあり、チケットの完売も予想されます。そのため、余っ  
たチケットはすぐに札響事務局に返さなくてはなりませんので、締切日にかかわらず、  
なるべく早めのお申込みをお願い致します。
4. 交流会の会場、会費につきましては、参加人数が確定してから決定致します。会費に  
つきましては3,000円～5,000円を予定しております。お含みください。決定次  
第、改めてご連絡申し上げます。  
以上、よろしくようお願い申し上げます。

(別紙)

F A X 0 1 1 - 3 8 5 - 8 7 8 1

## 日本プロオーケストラ協議会設立会議 参加申込書

下記の通り参加を申し込みます。

ファンクラブ名 ( )

参加者氏名	役 職	定期チケット	交流会参加	備 考

※チケットと交流会は○印を記入

平成18年 8月 日

様

札 響 く ら ぶ

担当責任者 副会長 西川 吉 武

日本プロオーケストラファンクラブ協議会設立会議開催について

私どもは、昨年 8 月、山形市において、全国のプロオーケストラのファンクラブが一つになって、日本の音楽文化振興の中核としてのプロオーケストラを支える組織を結成しようと宣言しました。その後、各ファンクラブと連絡を取り合いながら設立会議開催の準備を進めてまいりましたが、別紙要項の通り開催することといたしました。

残念ながら、貴オーケストラのファンクラブ様とは未だ連絡を取り合う状態にはございません。別紙「会則案」にて協議会設立の趣旨等をご確認の上、貴オーケストラ公認のファンクラブ様にご紹介いただければ幸いです。

なお、現在のところ私ども札響くらの呼びかけに賛同を頂き、設立会議に参加のご意向を頂いているのは次のファンクラブです。

山響ファンクラブ（山形交響楽団）

仙台フィルハーモニークラブ（仙台フィルハーモニー管弦楽団）

群響を応援する県民の会（群馬交響楽団）

広響フレンズ（広島交響楽団）

何卒設立の趣旨をご理解の上、積極的にお取り計らいますようお願い申し上げます。また、当該ファンクラブ様より参加の有無を別紙の用紙にてFAXで8月末日までにご連絡を賜りますようお願い申し上げますよう、併せてお願い申し上げます。

(別紙)

## 日本プロオーケストラファンクラブ協議会設立会議開催要項

1. 日 時 平成18年11月11日(土) 当日の日程は下記参照。
2. 場 所 札幌コンサートホール・キタラ等。
3. 参加申込 各単体一括で、参加者名簿(定期演奏会希望、設立会議出席、記念交流会参加)をFAXで送信。参加申込み用紙は9月初旬に発送し、参加申込みは10月中旬に〆切の予定です。
4. 会則検討 各単体で、同封致しました「会則案」及び「会則案についての補足説明」をご検討いただき、その結果のご意見を8月末日までに下記のFAXにお寄せください。なお、ご連絡がない場合は、当方の提案をご了承とさせていただきます。

FAX (011)385-8781 札幌くらぶ 佐藤良次宛

5. 各種幹旋 交通手段、宿泊等の各種幹旋は、当方でいたしますと割高となるため、一切いたしません。各地から札幌への割安なパックスツアーが発売されていることとしますので、単体毎でご検討の上お決めください。せっかく札幌にいらっしゃるのですから、それぞれにご希望の日程をご計画ください。

### 1月11日の日程の概要

おおむね、次のような日程を考えています。

- 14時より、札幌コンサートホール キタラのエントランスホールにて、定期演奏会入場希望者へのチケット配布を、単体毎に現金引き換えで行います。
- 15時 第493回札幌定期演奏会開演。
  - 指揮 尾高忠明(札幌音楽監督)
  - 独奏 エマニュエル・パユ(フルート)
  - モーツァルト/アンダンテ ハ長調K.315(フルートとオーケストラのための)
  - イベール/フルート協奏曲
  - マーラー/交響曲第5番嬰ハ短調
- 17時30分より、楽屋口にて設立会議出席者の受付を開始。
- 18時より、キタラ2F大会議室で設立会議開催。(約1時間を予定)
- 19時より記念交流会開催。(場所、会費は未定です。あまり形式ばらず、安価に実施しようと思っています。)

## 別紙「会則案」

### 日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則（案）

#### 第1章 名 称

第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を札幌市東区北12条東1丁目4-13有限会社ビーシーコム内に置く。

#### 第2章 目 的

第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すと共に、会員ファンクラブ（以下「単体」と称す）の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、以下の活動を行う。

- (1) 単体相互の会報等情報の交換。
- (2) 単体間の親睦・交流。
- (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言。
- (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための要請。
- (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催。
- (6) プロオーケストラ支援のための各種活動。
- (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動。
- (8) その他目的達成のために必要と思われる活動。

#### 第3章 会 員

第4条 本会の会員となる要件は以下の通りとし、1オーケストラにつき1ファンクラブのみが会員登録できるものとする。

- (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
- (2) オーケストラの設置団体から公認されている、又はそれに準ずるクラブであること。

#### 第4章 役 員

第5条 本会に次の役員をおき、その任期は4年とする。再任はこれを妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹 事 若干名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。

(6) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案を行う。

第7条 会長、副会長、監事の選任は運営委員会で行い、直近の総会に報告するものとする。他の役員は会長が委嘱する。

#### 第5章 顧問

第8条 本会に顧問をおくことができる。

第9条 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格識見に優れた人物を、運営委員会が推薦し、会長が推戴する。

#### 第6章 運営委員会

第10条 本会運営に関する議決機関として運営委員会を置く。運営委員会は会長が主宰し、必要に応じて会長が招集する。運営委員会の運営は、幹事長が行う。

第11条 運営委員会は、役員の選任、活動計画、予算・決算等、本会の運営に関する事項の審議決定を行う。

第12条 運営委員会は、第5条に定める役員及び各単体で選任する各3名の委員で構成する。

#### 第7章 総会

第13条 総会は不定期とし、運営委員会の判断によって開催する。

第14条 総会は、各単体から人数の制限なく出席を認め、運営委員会から会務の報告を行う。

#### 第8章 会計

第15条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。ただし、会計に関する定めは、当面運営委員会での審議にゆだねる。そのため、運営委員会での決定があるまでの期間は、第5条の役員のうち会計と監事は選任しないこととする。

#### 第9章 附則

第16条 本会則は、運営委員会の決定によって、改正することができる。

第17条 本会則は、平成18年11月11日より施行する。

## 会則案についての補足説明

この会則案はあくまでも暫定的なものです。本格的にこの協議会を始動させるには、今後様々な協議が必要になると思います。今回、この案を一応の会則として決めていただきたいと思いますが、本格的に会則が定まるには、各単体同士で協議し合い、3～5年を要するものと考えています。

以下、案についての補足的な説明を列記致します。

- ・第1章

事務局の所在は、当面の運営は札幌くらぶが担わざるを得まいということを考えて、暫定的に札幌くらぶ副会長西川が代表を務める会社事務所といたしました。

- ・第3章

性格をはっきりさせるため、規制致しました。

- ・第4章

今回は、他の章で触れますように会費を定めない等のことがあります。一応会則の体をなすようにいたしました。会長につきましては、札幌くらぶ会長の上田文雄（札幌市長）、副会長につきましては、参加各単体の会長、幹事長につきましては、札幌くらぶ副会長西川吉武を提案させていただくつもりです。ご検討ください。

- ・第5章

ご意見を頂きたいところですが、各単体の音楽監督・常任指揮者・単体推薦の方等を考えております。

- ・第6章

会の性格上、常に参加単体の代表者が集まった協議は不可能だと思います。また、総会とはいかなるものを指すのか、ということも今の時点では想定出来ません。そのため、当面の会の意志決定機関としてこのような便法を取らざるを得ないのではないかと考えました。これを実質的な総会とみなし、ここ数年の間で、参加単体本拠地で持ち回りで運営委員会を開催し、会則の内容を詰めていきたいと思っております。

- ・第8章

会の組織そのものが未成熟ですので、会費の論議にまでは至らないと思います。当面は運営をまかせることをご了承いただけるなら、札幌くらぶが通信費等の負担をし、会が本格的に発足してから整備したい事項と考えています。